

平成7年度 9月補正予算の公表

一般会計補正予算額は

1億3084万5千円

9月定例議会では一般会計の補正予算が成立しました。補正予算額は1億3084万5千円で、これにより一般会計の予算総額は46億5214万5千円になります。



9月定例議会

歳入では、景気低迷により依然厳しい財政状況にあるとはいうものの、町の一番大きな財源である地方交付税のうち普通交付税の額が決定するとともに、6年度からの繰越金が確定し、どちらも当初予算を上回る額を確保することができたことから、今回これらについて増額の補正をしました。また、地方交付税の次に大きな財源である町税についても、農業所得の伸び等を背景に当初予算に計上した額は確保できる見込みとなりました。

このように今年度の事業を実施するにあたり、当初の見込み以上の財源を確保できる見通しがついたことから、当初予算では基金繰入金（積立金の取り崩し）として2億円を計上しましたが、これを1億円減額します。この結果取り崩さず

にすんだ1億円は基金として、今後予期しない収入の減少や災害発生等による不測の支出等に備えます。

「ふるさと光町の一層の発展のため、きめ細かな事業を……」をキャッチフレーズにスタートした平成7年度。安定した財政運営のもと、今回の補正予算により、更にきめ細かな事業を展開します。

防炎対策 阪神大震災を教訓に防炎対策強化

防炎対策関連経費として699万5千円を計上しました。内容は、毛布等の災害用備蓄品の購入に200万円、組立式仮設便所等の災害用備品の購入に126万1千円、また、被災時の生活用水の確保を図るため集水複合井戸を1箇所設置します。その他、みなさん

のご家庭に備え付けの防炎行政無線個別受信機の修繕料を増額しました。

風しん個別接種委託料 法改正により集団接種から一部個別接種へ移行

予防接種法の一部改正により、今まで保健センターにおいて集団で行っていた

予防接種の方法が、指定の医療機関において、個別に接種を受ける方法へ一部変更

になります。これに伴い町は、予防接種を受けた人数分の料金を委託料として医師に支払うこととなりました。

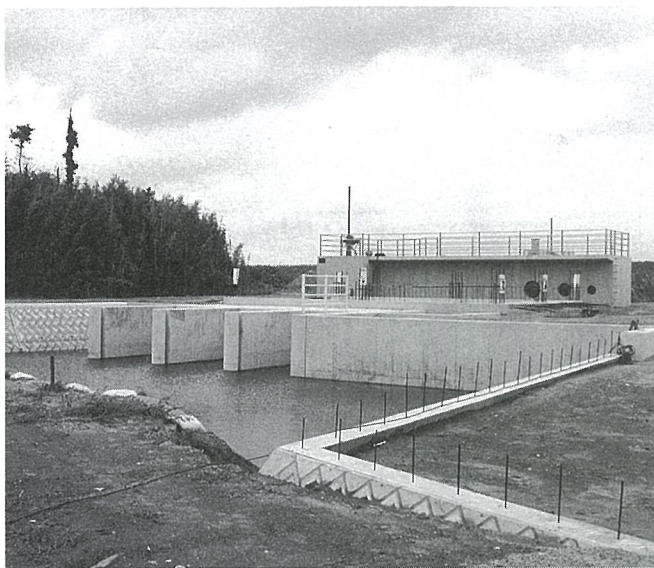
今年度は新規に始まる幼児

の風しん予防接種のみを個別で行いますので、これに係る委託料86万4千円を計上しました。なお、接種方法の変更については、月号のひかり広報で詳しくお知らせしていきますのでご覧ください。

県営湛水防除事業（木戸地区）負担金

強制排水で湛水による被害を解消

木戸地先の栗山川周辺は排水が悪く、湛水により農作物等が被害を受けています。これを未然に防ぐため、強制的に栗山川に放水する



県営湛水防除事業により木戸地先に建設中の排水機場